

至学館大学人間力開発センター運営規程

(設 置)

第1条 至学館大学(以下、「本学」という。)に、人間力開発センター(以下、「センター」という。)を置く。

(目 的)

第2条 センターは、本学の教育理念である「人間力の形成」と学部・学科等の教育目標を踏まえ、学生が人間的かつ社会的に自立を図るために必要な能力を、教育課程の実施及び厚生補導を通じて培うことができるよう、具体的な方策や事業を立案し、推進することを目的とする。

(任 務)

第3条 センターは、次の各号に掲げる事項を推進する。

- (1) 人間力向上に係る指導・助言に関すること
- (2) 人間力の形成を支援するためのシステム化と運用に関すること
- (3) 学生の進路希望に応じた人間力を形成するための事業に関すること
- (4) 大学と企業・地域との連携機能の強化に関すること
- (5) 事業内容の成果・報告及び評価結果等の情報公開に関すること
- (6) その他、前条の目的を達成するために必要なこと

(センター長及び副センター長)

第4条 センターにセンター長及び副センター長を置く。

- ② センター長及び副センター長は、学長が任命する。
- ③ センター長はセンターの業務を統括し、毎年度の終わりに当該年度の業務経過並びに次年度の業務計画を学長に報告し、承認を得なければならない。
- ④ 副センター長は、センター長の職務を補佐する。

(組 織)

第5条 センターは、センター長と副センター長の他に、センター長が指名する教職員若干名で組織する。

(センター会議)

第6条 センター会議は、センター長が招集し、その議長となる。

- ② センター会議は、構成員の3分の2以上の出席がなければ、会議を開くことができない。
- ③ センター長は、センター会議での審議結果を学長に報告し、学長の裁定を得なければならない。なお、学長は、報告を受けた審議結果を必要に応じて教授会に諮るものとする。
- ④ センター長が必要と認めたときは、構成員以外の者を出席させることができる。

(庶 務)

第7条 センターの庶務は、経営管理局学務課教学支援部門及び進路支援室部門が処理する。

(補 則)

第8条 この規程に定めるもののほか、センターの運営等に関して必要な事項は、センター会議の議を経て学長がこれを定める。

(規程の改廃)

第9条 この規程の改正又は廃止は、センター会議及び教授会の議を経て学長が行う。

附 則

この規程は、平成23年4月1日付けで制定し、同日より施行する。 (制 定)

附 則

この規程は、平成27年4月1日より施行する。

(設置の項、センター会議の項、庶務の項、補則の項、規程の改廃(旧：改廃の項)の改正)

附 則

この規程は、令和元年6月1日より施行する。

(規程名称の変更、目的の項、任務の項、組織の項の改正)

附 則

この規程は、令和元年6月1日より施行する。

(規程名称の変更、目的の項、任務の項、組織の項の改正)

附 則

この規程は、令和6年4月1日より施行する。

(規程名称の変更)